

簡易専用水道施行基準

茨木市

令和3年6月11日

目 次

1	はじめに	1
2	簡易専用水道とは	1
3	設置者の義務	3
	(1) 法定検査	3
	(2) 維持管理	4
4	環境政策課への届出	6
5	環境政策課の指導	7
6	汚染事故等の緊急時の措置	7
◇	簡易専用水道の取扱いの仕組み	8
◇	簡易専用水道関係法令（抜粋）	9
◇	水質基準表（令和2年4月1日改正）	10
◇	水質検査機関（参考）	11, 12

《各種様式》 茨木市のホームページからダウンロードできます。

- ◇ 簡易専用水道設置届（様式1）
- ◇ 簡易専用水道変更届（様式2）
- ◇ 簡易専用水道廃止届（様式3）
- ◇ 簡易専用水道改善報告書（様式4）
- ◇ 簡易専用水道事故報告書（様式5）

1 はじめに

3階建て以上のビル・マンションなどの多くは、水道本管から一度受水槽に水道水を貯留し、ポンプで高架水槽へ揚水した後、落差を利用して給水する受水槽式給水を行っています。

受水槽などは人目にふれにくいところに置かれているため、管理を怠りがちで、知らず知らずのうちに汚れていることがあります。

受水槽から蛇口までの管理責任は設置者にあるので、受水槽を含めた水道施設の日常点検と清潔保持が重要です。

そこで、水道法では、受水槽の有効容量が10^mを超える簡易専用水道については、年1回以上の法定検査の受検及び水槽の清掃が義務づけられています。法定検査とは水質検査のことではなく、厚生労働大臣の登録を受けた機関の職員が、水道施設の設置者の管理状況を検査するものです。水道法では、法定検査を受けなかった簡易専用水道の設置者に対し、罰則も規定されています。

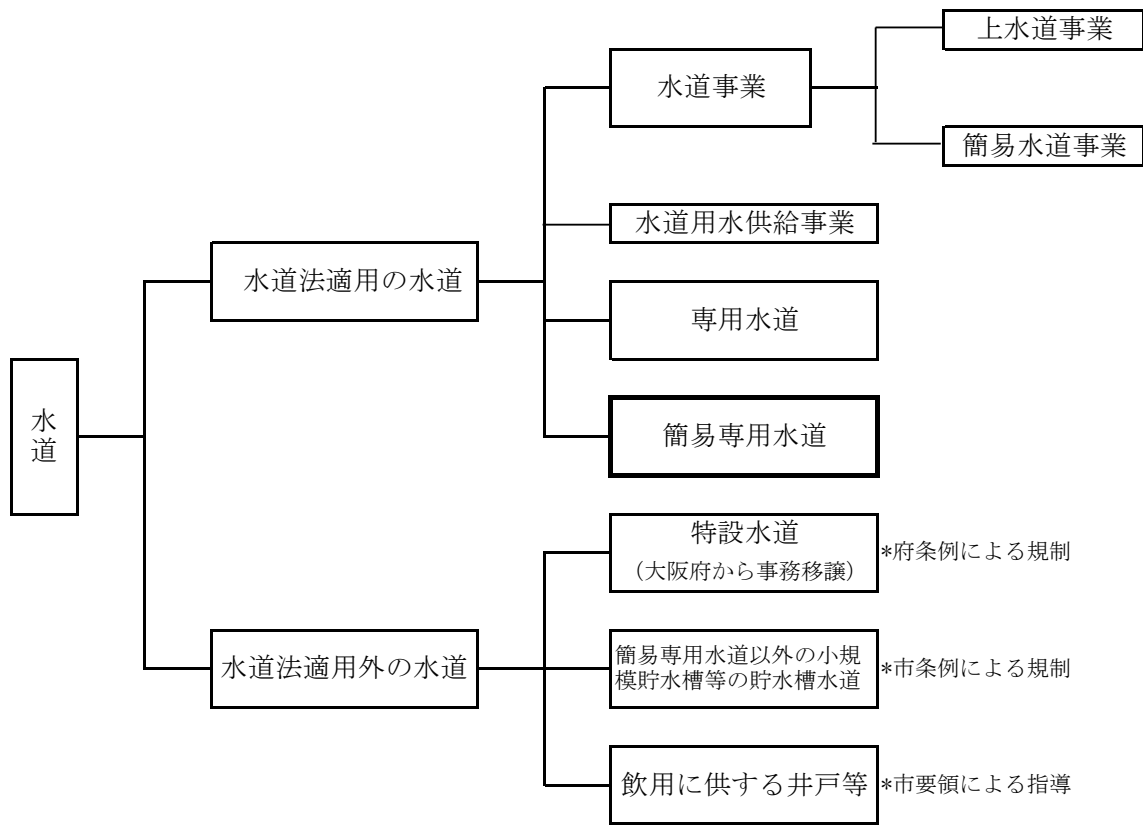
2 簡易専用水道とは

大阪府広域水道企業団又は市水道から供給される水を受水槽に貯留した後、いろいろな方法で圧力をかけて給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10^mを超える水道をいいます。（「受水槽の有効容量の合計」とは、給水管等で接続されている複数の受水槽の有効容量の合計をいう。）

ただし、次の場合は、簡易専用水道に該当しませんが、別途届出等が必要です。

- ◆ 水道部から供給される水と自家用井戸等を混合し、1日最大20^mを超える水道又は給水人数が50人以上である水道。
(専用水道又は特設水道に該当し、環境政策課への申請等が必要となります。)
- ◆ 受水槽有効容量の合計が10^m以下で、給水人数が50人以下である水道。
(小規模貯水槽水道に該当し、水道部工務課への給水装置工事申請が必要となります。)
- ◆ 受水槽の有効容量とは、最高水位と最低水位との間に貯留される、適正に利用可能な水量をいう。

茨木市の水道は、次のように分類することができます。



3 設置者の義務

(1) 法定検査

- 毎年1回以上定期的に検査機関へ依頼し、管理の状況について検査を受けること。
(水道法第34条の2第2項、水道法施行規則第56条第1項)

- ◆設置者には、毎年1回以上定期的に、簡易専用水道の管理状況の適否について、検査機関の検査を受ける義務が課せられています。
- ◆この検査制度の趣旨は、日常の管理に不備はないか、供給する水が衛生的で安全なものであるか等についての検査を受けることによって、水質汚染事故の予防と早期発見に努めることにあります。
- ◆この検査を受けなかった設置者は、百万円以下の罰金に処せられます。
- ◆厚生労働大臣の登録を受けた機関については、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課のホームページに掲載されています。

<ホームページURL>

- ・厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

《検査機関が実施する主な検査内容》

- 1 水槽等の外観検査
受水槽・高架水槽の内外部の点検やその周囲の清潔状態の検査
- 2 給水栓における水質検査
臭気・味・色・色度・濁度の検査及び残留塩素の測定
- 3 書類検査
管理に必要な給水設備等の図面や水槽の清掃記録等の整理保存状況の検査

- ◆検査の結果、特に衛生上問題があるとして検査機関から環境政策課に報告するよう助言を受けた場合は、速やかに、環境政策課指導係（電話 072-622-8121）へ報告してください。

(2) 維持管理

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
(水道法施行規則第55条第1号)

- ◆水槽内に発生する水あかや水道管由来の鉄さび等を除去するために、定期的な清掃を行って下さい。
- ◆貯水槽清掃は特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならないため、専門的な知識・技術を有する者に委託することが賢明です。
- ◆専門的な知識・技術を有する者としては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律による都道府県知事登録業者がいます。

- 2 水槽及びその周囲を定期的に点検し、有害物・汚水等によって水が汚染されないようにすること。(水道法施行規則第55条第2号)

- ◆点検内容等
 - (1) 貯水槽への、水道水以外の水の流入や、動物・昆虫等の侵入を防止するため、次の点検等を行ってください。
 - ・貯水槽の亀裂の有無等の確認。
 - ・マンホールの密閉、立ち上げ等の確認。
 - ・通気管の笠、防虫網の確認。
 - ・オーバーフロー管の防虫網の確認。
 - (2) 貯水槽点検の実施を容易にするため、貯水槽周囲の整理整頓及び清潔の保持に努めてください。
 - (3) 地震、凍結及び大雨等の事態が発生したときは、速やかに点検を行ってください。
- ◆地下式受水槽の管理には、特に気をつけてください。
(※ 現在、地下式受水槽の新たな設置は、認められておりません。)
 - ・地下式受水槽では、隔壁の亀裂及びマンホールのすきまなどから汚水が混入して、腸管出血性大腸菌等による集団下痢症が発生した事例があります。
- ◆点検で、異常を発見したときは、速やかに改善措置を講じてください。

3 給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質試験を行うこと。（水道法施行規則第55条3号）

- ◆水の色・濁り・臭い・味に異常を感じたときは、速やかに水質検査を実施し安全確認を行ってください。
- ◆原因を調査し異常を発見したときは、速やかに改善措置を講じてください。

《外観検査の方法》

- ◆透明のガラスコップ等に水を入れ、透かしてみても色や濁りがないか、臭いをかいでも塩素臭以外の異臭がないか、口に含んでみて異味がないか等を調べてください。

4 給水する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し、関係者へ飲用等が危険であることを周知すること。（水道法施行規則第55条第4号）

- ◆水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の混入が明らかで、そのまま飲用を続けると健康障害をきたす恐れがあることを知ったときは、即時に給水を停止してください。
- ◆水道利用者に、水を使用することが危険であることを周知してください。
- ◆環境政策課等へ連絡し、指示を受けてください。（P7「6 汚染事故等の緊急時の措置」を参照）

5 給水栓末端で遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。

- ◆原水はすでに消毒されていますが、受水槽等に貯留される間に塩素剤が消費されて給水末端で規定の残留塩素が確保されない場合があり、万一病原生成物等が受水槽に混入したときには、感染症が発生する恐れがあるので注意してください。
- ◆水道法では残留塩素の測定は特に義務づけられていませんが、用途・構造等に応じ随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置を講じてください。

6 管理については帳簿を備え、記録し保存すること。

- ◆給水施設の構造図・系統図等を整備してください。
- ◆貯水槽の清掃、日常の定期点検、設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し、5年間保存してください。

7 消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡すること。

- ◆槽内の水抜きにより消防用設備としての機能が低下する恐れがあり、不測の事態に対処するためにも、必ず地元の消防機関へ連絡をとっておいてください。

4 環境政策課への届出

次の場合は、環境政策課にある所定の届出用紙により、速やかに届出を行ってください。様式は、茨木市のホームページからダウンロードできます。

1. 簡易専用水道を新たに設置したとき
簡易専用水道設置届 様式1
2. 簡易専用水道設置届の記載内容に変更が生じたとき
簡易専用水道変更届 様式2
3. 簡易専用水道を廃止したとき
簡易専用水道廃止届 様式3

5 環境政策課の指導

(1) 立入検査・改善指導

厚生労働大臣の登録機関による管理状況検査の結果、衛生上問題がある旨の報告を設置者から受けた場合は、必要に応じ立入検査を行い、指導します。

このほか、必要に応じて設置者等から管理についての報告を受け、担当職員が現場に立ち入り、帳簿・水質・施設を検査し、必要な改善を行うよう指導します。

(2) 措置の指示・給水停止命令

管理が不適当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう指示することがあります。

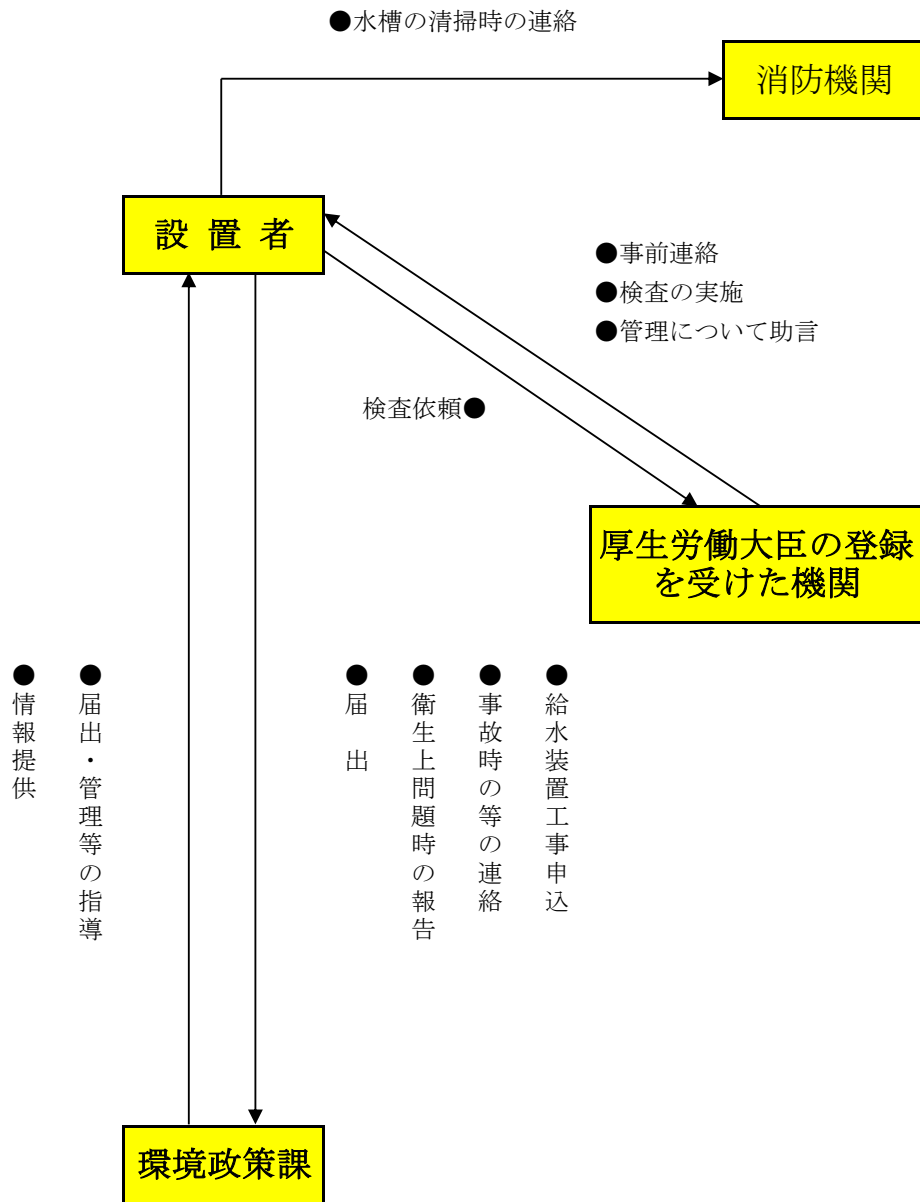
また、この措置の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康を害する恐れがある場合は、指示に係る事項を履行するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

6 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、速やかに次のような措置をとってください。

- ◆給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、環境政策課へ連絡し指示に従うこと。
- ◆給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用し飲料水を確保すること。
直結栓がないときは、環境政策課へ相談し応急給水を依頼すること。
- ◆汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について、環境政策課の指導に従うこと。

簡易専用水道の取扱いの仕組み



◇簡易専用水道関係法令（抜粋）

水道法

第3条第7項

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

水道法施行令（政令）

第2条

法第3条第7項ただし書きに規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10³m³であることとする。

市水道の水を受水し、有効容量が10³m³を超える受水槽のことをいう。

水道法

第34条の2

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法施行規則（省令）

第55条

法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

厚生労働大臣の登録を受けた者による受水槽の管理状況検査を受けることをいう。
(水質検査のことではありません)

第56条第1項

法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

水道法

第54条第8項（要約）

法第34条の2第2項の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

◇水質基準表（令和2年4月1日改正）

No.	目 名	基 準 値
1	一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/1以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/1以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/1以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/1以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/1以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/1以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/1以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/1以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/1以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/1以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/1以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/1以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/1以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg/1以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/1以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/1以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/1以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/1以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/1以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/1以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/1以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/1以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/1以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/1以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

◇ 水質検査機関[水道法第20条関係] (参考)

◆ 茨木市内の地方公共団体の機関

検査機関名称	電話番号	所在地
茨木保健所 (生活衛生室)	072-620-6706	茨木市大住町8-11

◆ 厚生労働大臣登録機関 (大阪府を検査区域とするもの R3.4.1 現在)

登録No.	登録検査機関名称	電話番号	検査を行う事業所の所在地
11	(一財)三重県環境保全事業団	059-245-7505	三重県津市河芸町上野3258
30	(一社)京都微生物研究所	075-593-3320	京都市山科区上花山久保町16-2
45	(一社)和歌山県薬剤師会	073-422-4748	和歌山市雑賀屋町19
72	(株)日吉	0748-32-5111	滋賀県近江八幡市北之庄町908
73	(株)エヌ・イーサポート	06-6472-9772	大阪市西淀川区姫島5-4-10
78	(株)環境科学研究所	052-902-4456	愛知県名古屋市区北区若鶴町152
89	中外テクノス(株)	078-997-8000	神戸市西区井吹台東町7-3-7
100	(株)東邦微生物病研究所	06-6648-7157	大阪市浪速区下寺3-11-14
102	(株)東海テクノ	059-340-7767	三重県四日市市午起1-2-15
108	日鉄テクノロジー(株)	073-451-2407	堺市堺区築港八幡町1
110	(株)総合保健センター	0574-63-7703	岐阜県可児市川合136-8
118	夏原工業(株)	0749-26-3123	滋賀県彦根市高宮町2688-1
129	(株)環境保全コンサルタント	052-524-0621	愛知県名古屋市区西区名塚町1-105
132	(株)神鋼環境ソリューション	078-992-6500	神戸市西区室谷1-1-4
134	(株)西日本技術コンサルタント	077-562-4943	滋賀県草津市矢橋町宇御種子池649
135	いであ(株)	06-4703-2800	大阪市住之江区南港北1-24-22
148	藤吉工業(株)	052-763-2548	愛知県名古屋市区千種区末盛通2-13-2
159	(株)総合水研究所	072-224-3532	堺市堺区神南辺町1-4-6
160	(株)環境総合リサーチ	0774-25-2522	京都府相楽郡精華町光台2-3-9
163	日本メンテナンスエンジニアリング(株)	06-6355-3000	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10-9
166	三菱ケミカルアクア・ソリューションズ(株)	06-4400-8711	大阪府大阪市中央区瓦町4-5-9
171	エスク(株)	072-871-1065	大阪府大東市三箇4-18-18
184	(株)ビー・エム・エル	049-232-3131	埼玉県川越市市場1361-1
189	日本水処理工業(株)	06-6363-6330	大阪市北区菅原町8-14
192	クリタ分析センター(株)	029-836-7013	高槻市成合中の町18-3
212	(株)兵庫分析センター	079-236-9446	姫路市広畑区正門通4-10-8
213	(株)保健科学東日本	048-543-4000	埼玉県鴻巣市天神3-673
218	(株)ケイ・エス分析センター	0721-20-5611	富田林市錦織南2-9-2
219	(株)トータル環境システム	06-6797-7696	大阪市平野区长吉六反3-16-22
222	野村興産(株)	0745-84-2821	奈良県宇陀市菟田野大澤55
224	(株)総合環境分析	045-929-0033	神奈川県横浜市緑区鴨居1-13-2
226	(株)エフウォーターマネジメント	077-524-1411	滋賀県大津市中央1-6-11
229	(株)日本環境技術センター	0586-73-1512	愛知県一宮市貴船町3-5-2
232	(株)GSユアサ環境科学研究所	075-313-6791	京都市南区吉祥院新田壱ノ段町5
236	サイエンスマイクロ(株)	078-987-0170	神戸市北区有野町唐櫃3256-1
242	(株)環境分析センター	089-989-5251	愛媛県松山市山田町乙225-9

登録 No.	登録検査機関名称	電話番号	検査を行う事業所の所在地
246	(株)MCエバテック	06-6416-5200	尼崎市大浜町2-30
253	(株)イオ	042-589-6270	東京都日野市旭が丘4-7-107
257	(株)テクノサイエンス	077-584-3003	滋賀県守山市水保町2477
258	(株)イムテス	0596-65-7711	三重県伊勢市小木町12-1
259	(株)HER	0790-49-3220	兵庫県加西市綱引町2001-39
262	(地独)大阪健康安全基盤研究所	06-6972-1321	大阪市東成区中道1-3-69
264	(一財)関西環境管理技術センター	06-6583-3262	大阪市西区川口2-9-10
265	(株)エステム	052-612-9801	愛知県名古屋南区弥次エ町3-22-1
268	(株)環境防災	088-632-0111	徳島県徳島市鮎喰町1-57

◇ 定期検査機関[水道法第34条の2関係] (参考)

◆厚生労働大臣登録機関 (大阪府を検査区域とするもの R3.4.1 現在)

登録 No.	登録検査機関名称	電話番号	検査を行う事業所の所在地
17	(一社)関西環境開発センター	06-6836-7652	吹田市江の木町17-1
19	(一財)関西環境管理技術センター	06-6583-3262	大阪市西区川口2-9-10
20	(一財)大阪防疫協会	0725-21-5137	泉大津市末広町1-8-20
60	(一社)京都微生物研究所	075-593-1441	京都市山科区上花山久保町16-2
92	日本水処理工業(株)	06-6363-6330	大阪市北区菅原町8-14
102	奈良アクア・ラボ(株)	0742-52-7113	奈良市富雄北2-8-15-303
106	日東化学工業(株)	082-962-7018	広島市安佐南区川内4-18-11
107	(株)総合水研究所	072-224-3532	堺市堺区神南辺町1-4-6
114	(株)大阪水道総合サービス	06-6356-3001	大阪市都島区東野田町1-10-13
123	エスク(株)	072-871-1065	大阪府大東市三箇4-18-18
128	(株)日吉	0748-32-5111	滋賀県近江八幡市北之庄町908
130	(株)ケイ・エス分析センター	0721-20-5611	富田林市錦織南2-9-2
138	(株)近畿環境衛生センター	0742-63-5288	奈良市東九条町748-1
142	日本メンテナンスエンジニアリング(株)	06-6355-3000	滋賀県彦根市駅東町8-7
145	関西環境科学(株)	079-228-1941	兵庫県姫路市飾西66-3
148	(株)総合保健センター	0574-63-7703	岐阜県可児市川合136-8
159	(株)HER	0790-49-3220	兵庫県加西市綱引町2001-39